

河川堤防および高水敷の維持管理協定

第1条（目的）

本協定は、河川管理施設であり、地域の防災施設である堤防が良好に維持管理され、その機能が適正に維持されるよう、草野川の管理者である滋賀県知事 國松善次（以下「甲」という。）と浅井町内保自治会（以下「乙」という。）が必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（対象区域）

本協定の対象とする区域は、浅井町内保地先の草野川右岸の堤防表・裏法面とし、別図に示す区域とする。（以下「区域」という）

第3条（管理区分）

甲は、区域に自生する竹木等の伐採、除根を行う。乙は、工事完了後、区域において、自生する竹木等の繁茂を抑えるため、竹木等の伐採や除草作業を行うとともに、散在性ゴミの収集を行い、良好な景観が出来るだけ長く保全出来るように努めるものとする。ただし、堤防の機能を維持する上で、甲が自ら管理すべきものと判断する場合は、この限りでない。

第4条（費用負担）

乙が行う維持管理に要する費用は、乙の負担とする。ただし、この協定は、乙が県の実施する補助金を請求することを妨げるものではない。

第5条（雑則）

この協定に定めない事項、または疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、誠実に履行するものとする。

平成17年 2 月 9 日

甲 河川管理者
滋賀県知事
國松善次



乙 浅井町内保自治会長

西橋榮次



